

第3章

ブラジルの教育制度と日系人児童生徒の教育

西 井 麻 美

ブラジルの教育制度と日系人児童生徒の教育

ノートルダム清心女子大学

西井麻美

ブラジルの教育制度は、就学前教育、初等教育及び前期中等教育段階にあたる第一レベル教育、後期中等教育段階に相当する第二レベル教育、及び高等教育で構成されている。初等と前期中等の教育を統合する第一レベル教育の設定は、初等教育を行う小学校と前期中等教育を行う中学校を設置する日本の学校制度のあり方とは異なっている。

また、就学年齢も、ブラジルと日本では違いが見られる。

このように、ブラジルと日本の学校制度において異なる点が存在することは、ブラジルから日本を訪れ、再び帰国する児童生徒にとって、特に学校教育への適応において大きな課題を担うことになる。

本インタビュー調査では、上記のような課題にどのように対処しているのかについても質問を行った。本章では、その結果をもとに、上記課題についてまとめる。

また、以下に説明するようにブラジルの学校制度は、正規の学校にあわせて補習課程（スプレチーヴォ：o ensino supletivo）制度¹⁾が設定されている。この補習課程が、在日経験ブラジル人児童生徒にとって、帰国後において適応を助ける重要な手段となっていることも本調査から把握できた。この点からみたブラジルの補習課程制度のあり方について着目する。

さらに、ブラジルの教育省MECでは、補習課程制度を活用して、日系人児童生徒の教育について、本国と同様のものを日本において履修できる制度の取り組みを始めている。筆者は、MECにおいて担当者にインタビューを行い、制度に係わる資料の収集を行った。このインタビュー及び資料を参考に、この制度の概要についてまとめる。

以上、本章では、ブラジルと日本の学校制度の違いに基づく滞日経験ブラジル人児童生徒の適応課題と、日本での日系人児童生徒の本国学校教育履修制度の概要と今後の課題を中心に述べる。

1. ブラジルと日本の学校制度の相違点について

滞日経験ブラジル人児童生徒の帰国後の学校再適応について考えるにあたって、まず、ブラジルの学校制度について、日本との相違点に着目しながら述べる。

ブラジルの現行制度では、初等（第一レベル）教育は、8年間、中等（第二レベル）教育は、3ないし4年であり、第一レベル教育の期間が義務教育となっている。これは、1971年の法律第5692号で定められたものである。これ以前は、初等教育は、4年、前期中等教育3年となっていた。それゆえ、現行の第一レベル教育は、初等及び前期中等教育段階を含むものと捉えることができる。初等教育と前期中等教育については、日本のように小学校と中学校という明確な制度的区分がなされていない。また、各教育段階の期間（年数）も日本とブラジルでは異なる。ただし、運用においては、初等学校の第4学年までと、第5学年以上において異なる方法を採用していることが少なからずあるようであった。その一例としては、進級についてがあげられるが、このことは後に述べる。

学齢は、第一レベル教育では、7歳から14歳となっている。初等学校への入学年齢においても、6歳から入学する日本とは異なっている。

また、これまでブラジルの初等学校では、留年という措置が一般的にとられていたため、進級についての問題が大きな課題となっていた。現在は、第一レベル教育の第4学年までは留年させない措置がとられている。

ロンドリーナ市教育行政によれば、1999年に連邦政府により出された議決第33号 (DE-LIBERAÇÃO NO. 33) により、初等学校第4学年までの留年が禁止された。ただし、進級には、授業日数の75%の出席が必要とされる。もし、これに足りない場合は、毎日2時間の補習が行われ、規定に足りるよう措置がとられることになっている。この補習には、日本からの帰国児童も参加可能であり、彼らの学習を支援する制度としても活用できるとのことであった。

これまで初等教育学校から存在した留年制度は、個々の児童に適切な教授指導を行うという点ばかりでなく、ひいてはドロップアウトに結びつく可能性があるという点からも問題をはらんでいたと言える。しかし一方で、進級について過度に年齢にこだわらない風土をつくっているとも考えられると、今回の調査を通じて感じた。一例をあげると、某児童の場合、ブラジルから日本に渡ったとき8歳であったため、小学校第3学年に入学するようとの指示を受けている。しかし、両親は、その児童の状態から、第2学年に入学することを希望して教育委員会に相談している。両親の判断には、年齢から考える学年へのこだわりがみられない。しかし、教育委員会からの回答は、小学校においては学年と年齢の一致が基本であるとのことであった。日本においては、小学校段階においては、原則として退学や留年という措置はとられない。ここから、通常においては、児童の学年と年齢が一致するのである。

さらに、ブラジルの学校制度において、特徴的なのは、正規の学校に加えて、第一・第二レベル教育を未修了の青年・成人を対象にした補習課程 (スプレチーフヴォ : o ensino supletivo) が設置されていることである。この制度も、上述した法律第5692号で定められた。未履修の教科を一定期間学習し、試験を受けて合格すると単位が認定され、規定の単位を満たせば卒業認定がなされる仕組みになっている。現在では、補習課程の実施を、正規の学校の施設を夜間などを利用して現職教員が行うものの他、町中において民間で開設しているものも多く存在しているようであった。

以上、制度上からのみ考えても、ブラジルから日本に赴き、再び帰国するという過程において、児童・生徒が義務教育段階の学齢にある場合、何学年に所属させるのかという判断基準についての課題が存在することが分かる。

2. 補習課程制度の活用

上述したように、ブラジルにおいては、補習課程制度が存在しており、いわば学校教育への再適応手段としての役割を果たしている。このような制度上の特質から補習課程制度は、滞日経験児童生徒の帰国後の学校教育再適応においても有効な制度として活用できうる。

以下、ロンドリーナ市で行ったインタビュー調査のうちから2家族 (UとCとする) を例にして述べる。

U一家は、4人兄弟姉妹である。長男Sの場合、日本では、中学校1年生に入学し、後、高校に進学した。中学1年次は、日本語が十分には理解できず、学業にも遅れをきたしていた。学校で日本語の特別授業を受け、中学2年になった後、次第に授業が理解できるようになった。5年日本に滞在の後ブラジルに帰国し、(後期) 中等学校 (日本の高校に相当) への編入を希望したが、歴史・地理・ポルトガル語の科目未履修とされた。これらの教科について補習課程試験を受験し合格することにより、単位が認可され中等

学校に入ることが認められた。

C一家は、3人兄弟姉妹である。長女Kは、3年間日本に滞在し帰国後初等学校8年生に在籍している。初等学校へは編入を許可されたが、地理・歴史・ポルトガル語については、補習課程での学習が義務づけられ3から6カ月に互って学習した。

以上の例から、補習課程制度は、滞日経験児童生徒に対して、義務教育である初等学校段階では、ブラジルの学校教育内容のうち日本では履修できないものについての補習教育を行うものとして、また、中等学校以上では、入学要件単位履修の機会を提供するものとして機能していることが分かる。

このような補習課程制度の特質に着目して、在外ブラジル人への教育支援を行う試みが、ブラジル教育省MECにおいても検討されており、近年新たな教育施策が始まっている。次にこのことについて述べる。

3. 日本におけるブラジル学校の設置と補習課程試験の実施

ブラジルにある教育省国際資料統計局(MINISTÉRIO DA EDUCAÇÃO ASSESSORIA INTERNACIONAL GABINETE DO MINISTRO)に赴き、マルコス・ヌネス・ソアレス調査役(MARCOS NUNES SOARES (COORDENADOR))及び国際資料統計局長ヴィトリア・アリス・クレアヴァー女史(VITÓRIA ALICE CLEAVER (CHEFE DA ASSESSORIA INTERNACIONAL))に、滞日ブラジル人の教育支援に関する施策を中心にインタビュー調査を行った。以下、このインタビュー調査の内容を基に述べる。

ソアレス氏によれば、滞日経験児童生徒の再適応問題には、個々の子どもの状況をどのように判断してブラジルの学校にどのように受け入れるか、あるいは受け入れの準備をどのように日本で行うかという問題と、ブラジル人のアイデンティティ形成に係わる問題の2つがあるとする。

前者の問題について、教育省が係わって取り組まれている主な施策としては、日本におけるブラジル人学校の設置と、日本での補習課程試験の実施があげられる。

教育省は、1999年5月に、パラナ州教育局、日本のブラジル大使館等と協力して、滞日ブラジル人の教育状況を調査するとともに、日本にブラジル人学校を開設するための手続きを開始した。

実施された調査を基に、国立教育審議会(CONSELHO NACIONAL DE EDUCAÇÃO)は、見解をとりまとめ、意見書第11号「海外(滞日ブラジル人コミュニティ)におけるブラジル人学校設置基準(PARECER CEB/CNE Nº 11/99, ESTABELECIMENTO DE NORMAS PARA ESCOLAS BRASILEIRAS SEDIADAS NO EXTERIOR COMUNIDADE BRASILEIRA RESIDENTE NO JAPÃO)」として1999年6月7日に提出した。これによると、外国においてブラジル人学校を開設する場合、本国と同様のカリキュラムをポルトガル語の授業で行うこと、この学校の卒業認定を本国においても認定することが提言されている。これにより、帰国後いかなる他のプロセスも経ることなくブラジルの学校に編入・入学が可能になる。

実際に日本でブラジル人学校を開設するに際しては、日本政府、県・市の教育行政、企業、ブラジル人コミュニティの協力や協賛をおおぎ、設置許可や場所の提供を得るとともに、教員の募集を行った。

教員募集には、滞日ブラジル人の中から、120人の教職経験者や教職免許取得者が応募したという。しかし、教職から離れている者が少なくないため、採用者に対して研修が行われている。

教育省の考えでは、帰国後の再適応が適切になされるためには、本国と同様のカリキュラムをポルトガル語を用いて教授する方法が最適であるが、それは、あたかもブラジルにある学校として運営することを目的とするのではない。日本に設置する点を活かし日本語教育や日本文化についての理解を図るような教育を行うことも必要であるとしている。

さらに、ブラジル人学校の設置と並んで注目されるのが、前述した補習課程試験を日本において実施す

る施策である。初回は1999年11月に実施された。海外での補習課程試験の実施については、そのように日本で行われたのが初めての試みであり、施策としてパイオニア的位置づけになるとのことであった。この実現には、日本のブラジル人コミュニティからの要請による影響が大きいという。今後、一年に一度は、試験を実施する予定である。

以上のような帰国後の学校適応に資する施策のみならず、再適応問題として重要なものとして把握されているのが、ブラジル人としてのアイデンティティ形成の問題である。

日本においてブラジル人学校（ピタゴラス校）開設に尽力した中山イジドーロ氏に滞日ブラジル人児童生徒の問題について聞いたところ、大きな問題としては、言葉の問題とアイデンティティの問題があるとのことであった。

また、上述したように、教育省国際資料統計局のマルコス氏も、アイデンティティの形成を再適応における重要な課題として捉えている。彼の考えでは、この問題は、思春期前の子どもと、以後の子どもでは性質が異なる。思春期前の子どもは、環境に適応しやすく、文化になじみやすいため、適応が容易である。思春期後の子どもは、環境や文化に対する適応が難しい。さらに、思春期前に日本を訪れ日本文化に馴染んだ後、思春期後にブラジルに帰国した場合、ブラジルへの適応が困難になる場合が考えられる。ここにおいて重要な影響力を持つのは、家庭である。マルコス氏は、教育省は、ブラジルの文化や教育を受ける機会を滞日ブラジル人に対して開くことは行うが、それを利用するかどうかの判断や、アイデンティティ形成に対する方針を決めるのは、各家庭の責任であるとする。調査を通じて、子どもの言語の習得等において、両親の方針や周囲の大人の考え方が大きく影響していると思われる。児童生徒の再適応を考える場合、この点についてはさらに検討することが必要だと思われる。このことに着目しながら、次項において、本調査でさらに行ったインタビューを基に考えたい。

4. 言語の習得と文化理解を視野に入れた教育支援

前項では、滞日経験児童生徒を支援する教育施策について述べた。ここでは、さらに岡山県人会、日本語学校、バンディランテイス高校、ブラジリア及びロンドリーナ市の滞日経験家族に行ったインタビュー調査を基に、滞日経験児童・生徒に対して求められる教育支援のあり方について考える。

(1) 言語習得のための教育支援

岡山県人会の方々の意見では、滞日ブラジル人児童・生徒の教育は、教育内容はブラジル学校と同様のものを行い、言葉は日本語を教えるのが良いのではないかとのことであった。前者についての理由は、本国帰国後の学校適応を円滑に行うためである。また、後者の理由は、日本社会への適応には、日本語が理解でき会話ができることが重要な要因となるからであるとする。

日本においてブラジル学校のカリキュラムを履修する手段としては、現在、バンディランテアサンパウロ大学の篠田カルロス進先生を中心とする教育センターCETEBANが実施している通信教育や、先に触れたピタゴラス校を利用することが考えられる。また、日本におけるブラジル人学校のあり方としては、現在サンパウロ州カンポリンボにあるサンパウロ日本人学校のやり方が参考になるのではないかと意見であった。この学校は、1967年に設立されブラジル在留日本人子弟を対象に、日本語により日本の教育カリキュラムを実施しているが、現地のコンコルジア校との交流を密に行っている。同校の『学校要覧』によると、設立の趣旨は、ブラジルに滞在する日本人子弟が日本に帰国後、「直ちに日本の学校制度を継続して受けることができるように日本語による教育を授けると共に、ブラジル文化等ブラジル国情等についても

教育を与えることを実施すること」²⁾にあり、帰国後の再適応を支援するための日本語による教授が注目されていることがわかる。

日本語の教授については、日本で指導を行うことも重要であるが、ブラジルにおいても、日系人社会により各地で日本語学校が開設されている。本調査を通じて、サンパウロ市内にある日本語私塾（山下笑子ロザリーナさんによる）及び松の実学園（松酒喜美子さんによる）、イタベチニンガ日本語学校、サンタアマーロ日本語学校及びSHOWA日本語学校、タグアチンガ日本語学校などの日本語学校・塾を訪問し、関係者や教員にインタビュー調査を行った。

日本語学校の教員は、特に2世以降の人に自らも日本に留学したり、出稼ぎに行った経験を持つ者が少なくなかった。そして、その経験から、日常語の日本語学習の必要性を感じている者も多かった。さらに、訪日が自らのアイデンティティについてはっきりと自覚するきっかけとなったとする者もいた。

サンパウロ市在住のYは、日本語教授の上達を目的に1年間日本を訪れ岡山大学の留学生対象のクラスで学び、帰国後は日本語を教えている。Yの父親は、日系人、母親や非日系人であることなどから、Yは、日本に行く以前、自分のアイデンティティはブラジル人なのか日本人なのかと悩むことがあったという。しかし、日本に行き、実際の日本社会の中に身を置いてみると、自分のアイデンティティの根本は、ブラジル人であることを実感することができたそうである。アイデンティティについてはそうであるが、今は、自分は、ブラジルだけでなく日本の文化についても深く理解できるのだということをYは誇りに思っているとのことであった。

さらに、滞日経験家族へのインタビューでは、子どもの適応と言語習得の関係に着目する意見が多かった。また、日本滞在により習得した日本語をできるだけ維持させたいとする親も少なからずおり、ブラジル帰国後も子どもを日本語学校・塾に通わせたり、日本語認定試験を受験させるなどしていた。

ロンドリーナ市在住のW一家は、1999年現在11歳になる娘Eと両親の3人家族である。Eは2年4カ月日本に滞在し1998年2月に帰国した。日本滞在中は、公立小学校に通学している。日本に行った当初は、日本語の会話も読み書きもできなかったが、日本語で会話ができるようになるに従って、友達ができるようになったという。日本では、家庭内で父親と日本語で話すことができたが、母親は日本語ができず、また、パーフェクトTVなどのポルトガル語の番組をよく見ていたことから、ポルトガル語に接する機会も少なくなかった。このため、帰国後、ポルトガル語に多少問題はあった（特に書くこと）が、すぐに学校には適応できた。両親によると、子どもがブラジルの学校にうまく適応できる条件として重要だと思われることは、一つには、言葉ができるかどうか（特に、書くことができるようになるには、時間を要する）であるが、さらにもう一つとして、子どもの性格に大きく左右される（内気な性格の子どもは、外向的な性格の子どもより適応が遅い）のではないかと、Eは、外向的な性格であり、そのことも適応をスムーズにしたのではないかと意見であった。

また、同市在住のP一家は、子ども3人の5人家族であるが、両親は1991年から95年まで4年間、子どもたちは92年から95年まで3年間、日本に滞在した。特に母親が日本語が良くでき、家庭でも日本語を使うことがあり、また、日本に行く以前にも日本語学校に子どもを通わせていたりしたので、子どもたちは、日本語に多少慣れており、日本での適応がスムーズであったという。帰国後も、日本語をできる限り子どもたちに維持させるために、日本語学校に通わせ日本語検定試験を受験させている。

ブラジリア在住のFは、約2年日本に滞在した。11歳の長女を筆頭に4人の子どもがいる。Fによると、日本への適応において重要であると感じたのは、日本語の会話ができることと、隣近所との付き合い方などの日常的習慣を理解することである。子どもたちが日本滞在中に習得した日本語の能力を帰国後も維持

できるように、現在、日本語学校に通わせて、日本語検定試験を受験させている。その主な理由としては、日本文化を理解するためには、まず日本語を理解できることが大切であるとし、将来ブラジルと日本両国に係わる事柄に携わる機会が開けたときのことを考え、帰国後も子どもに日本語の学習を継続させたい、また、子どもの将来を考えて、子どもの教育を計画するのは、親の務めであると述べていた。

(2)

文化理解の支援

1908年にブラジルへ日本から移民が渡ったのを発端として、今日では、130万人を越える日系人社会がブラジルに形成されている。しかし、人数的拡張と同時に、2世以降の人々の間に、日本語がほとんど理解できない者や日本の文化について知らない者が増加する傾向がみられるようになってきている。このような変化は、ブラジルの日系人の組織にも大きな影響を及ぼしているようである。

ブラジル日本都道府県連合会によると、今日、2世以降の県人会への入会が減少傾向にあり、また、日系人同士の婚姻の場合でも、出身県の違いなどから、県人会という組織が成立しにくくなってきているという。今日では、ブラジルにおける県人会のあり方そのものに転換期が来ているようである。

このような状況の中、各県人会では、郷土芸能や郷土食を紹介したり、留学生の受け入れを行うなど、日伯の文化交流や国際交流に力を注いでいる。日本を訪れる児童生徒に対しても日本文化の理解を促す役割が期待される。

サンパウロ市にあるバンデイランティス高校では、岡山市の岡山理科大附属高校との交換留学生制度を実施している。カルロス校長（ANTONIO CARLOS DE SALLES AGUIAR (DIRETOR)）によると、同校では、英語を必修とし、諸外国との交流を積極的に行う方針をとっている。生徒数は約800人で、そのうち、父親の国籍が日本である生徒は、1999年現在61人であった。

同校国際交流担当のオラボ先生（JOSÉ OLAVO DE AMORIM (HEAD ENGLISH LANGUAGE DEPARTMENT/DEPARTMENT FOR INTERNATIONAL AFFAIRS)）によると、岡山理科大附属高校との交換留学生は、両校10人ずつ、3月に行い、滞在期間中に1週間のホームステイが組み込まれている。

このように、地域や学校を通して異文化に直接触れたり経験したりできる機会が開かれていることは、ブラジルの児童・生徒にとって、海外に赴いたときに社会や学校に適応することを容易にする下地を形成すると思われる。同様のことが、海外からブラジルへ帰国する児童・生徒にも言える。本国での再適応を考えるなら、海外滞在中にブラジルの情報に接する機会が、地域や学校において開かれていることが望ましいと言えるであろう。

また、家庭、特に両親の考え方が、児童生徒の適応状況において、少なからぬ影響を及ぼしていると考えられる。日本・ブラジル双方において、家庭と地域、学校が連携し、児童生徒を教育的に支援するネットワークが形成されていくことが、今後さらに求められる課題と言えよう。

ブラジル教育省MECでの聞き取り調査では、ブラジリア大学アリス・ジョウコ先生及び久山恵先生に大変お世話になった。また、サンパウロ市における調査は、ブラジル岡山県人会元会長岡詢氏のお力添えによるところが大きい。紙面を借りてお礼を申し上げたい。

注

1) o ensino supletivo の訳としては、これまで、「補習教育」「補償教育」などが用いられているが、本稿では、制度としての実体を考慮して、「補習課程」とした。また、この課程の単位認定試験は、「補習課程試験」とした。

2) サンパウロ日本人学校『学校要覧 平成2年度（1990年）』P.3.

参考文献

- 江原裕美・田島久歳 「[資料] ブラジル連邦共和国の教育基本法」『帝京法学』 第21号 1999年
- 村田翼夫 「外国人子女教育の現状と課題―帰国後の再適応問題を考慮して―」『ブラジル人・ペルー人帰国児童生徒の適応調査』（村田翼夫代表 科研・国際学術研究 フィールド・ノート） 1999年
- 西井麻美 「国際社会における異文化と教育―日系ブラジル人家族の事例を参照して―」『環境と女性』（ノートルダム清心女子大学創立50周年記念論文集） 1999年
- MINISTÉRIO DA EDUCAÇÃO E DO DESPORTO, CONSELHO NACIONAL DE EDUCAÇÃO, PARECER CEB/CNE Nº 11/99, ESTABELECIMENTO DE NORMAS PARA ESCOLAS BRASILEIRAS SEDIADAS NO EXTERIOR COMUNIDADE BRASILEIRA RESIDENTE NO JAPÃO, 1999.